

日本国環境省とインドネシア共和国環境林業省との間の環境協力に関する 協力覚書

日本国環境省とインドネシア共和国環境林業省（以下、単独で「側」といい、総称して「両側」という。）は、
両側との間の既存の友好関係を強化することを望み、
持続可能な開発に向けた協力を推進することについての共通の関心を考慮し、
パリ協定及び持続可能な開発目標の迅速かつ順調な実施に向けた行動の重要性を再確認し、
現在及び将来の世代のための環境の保全及び改善の重要性に留意し、
効果的な環境の保護には、地球規模の協力、調整及び努力が必要であること並びに環境を保護する活動は、地域、国、地方の段階で実施されるべきであることを認識し、
2017年4月10日に東京において署名された日本国環境省とインドネシア共和国環境林業省との間の環境協力に関する協力覚書の下での有益な協力関係を考慮し、
この協力覚書（以下、「本覚書」という。）がいかなる法的権利又は義務も発生させないことを認識し、並びに
それぞれの国における法令に従い、
次の認識に達した。

第1項 目的

本覚書の目的は、環境分野における相互の協力を強化し、促進し、及び発展させることである。

第2項 協力の分野

協力活動は、環境の保護及び改善に関連する相互に確認された次の分野から決定される。

1. 汚染の規制（大気、土地、水）
2. 海洋汚染の規制
3. 気候変動
4. 有害物質管理
5. 固形廃棄物（環境的に持続可能な都市を含む）及び有害廃棄物管理
6. 国立公園及び保全地域における観光振興
7. 持続可能な湖沼管理
8. 環境法の施行（探査・調査技術）
9. 両側が相互に決定するその他の分野

第3項 協力の形態

1. 両側が用意する財源の範囲内で、両側は、以下を含む適切な形態により、協力を奨励し、及び促進する。

- a. 両側間のハイレベル政策対話、高級実務者会合、その他の形式の会合の開催
 - b. パートナーシップの推進
 - c. 情報及び専門知識の交換
 - d. シンポジウム、セミナー、会議、会合、研修及びワークショップの開催を通じたものを含み、かつ、関連機関から提出される提案の開発のための能力構築
 - e. 事業の実施（当該事業のための共同研究の実施を含む）
2. それぞれの側は、それぞれの国が当事者である関連する国際約束の規定及び原則並びに国内の法令を尊重する。
 3. 本覚書の下で実施された特定の計画又は事業が、遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的な知識を使用する場合、両側又は計画若しくは事業に従事する関連機関は、適切な場合には関連する法令に従って、その扱いに関する具体的な取決めを策定する。

第4項 本覚書の実施

1. 両側は、戦略的方向性、優先的な計画、国際的な政策課題、新たな協力の選択肢を協議するためにハイレベル政策対話を開催する。ハイレベル政策対話は、少なくとも2年に1回開催され、両大臣又は両国の高級実務者が共同議長を務める。両側は、その日付、場所、手段及び様式について協議し、及び決定する。
2. 両側は、以下の作業に関する技術対話を開催する。
 - a. 本覚書の下での計画又は活動の進捗を見直し、監視し、及び評価すること
 - b. 発生する問題を解決すること
 - c. ハイレベル政策対話からの方向性をフォローアップすること
 - d. ハイレベル政策対話に対して関連する報告を行うこと
3. 当該技術対話は、少なくとも毎年1回開催する。両側は、その日付、場所、手段及び様式について協議し、及び決定する。
4. 両側は、本覚書の下で実施される活動の実施のために、特に、事業又は計画の詳細、当事者、財政的取決め、当事者の寄与、期間、約束その他の関連する必要事項について明示した、別途の取決めを作成する。一回のみの催しの場合には、その取決めは委託事項の形式で行うことができる。長期的な活動の場合には、実施取決め又は議事録が必要である。
5. そのような取決めが最終化され、相互に確定される両側までは、事業、計画又は活動が

開始されることはない。

6. 本覚書の全ての事項は、本覚書の下での事業又は活動の実施のために策定されるいずれの取決めに適用される。
7. 本覚書の下での事業及び活動の実施は、二国のそれぞれの法令に従って実施され、両側の充当する資金と人員の利用可能性によって制約される。
8. 本覚書の下での活動に関与する第三者は、活動を実施する国で適用される法令を尊重し、及び従うものとする。
9. 本覚書の下での協力の実施は、本覚書に付属する別添文書 1 及び様式に記載された 4 年間の行動計画の中で詳述される。行動計画（以下「POA」という。）の修正は、いずれかの側により提案され、両側のフォーカル・ポイントにより書面で確認される。

第 5 項 フォーカル・ポイントと連絡先

1. 両側は、本覚書の下での活動の効果的な実施を確保するために、本覚書の実施に関する全ての事項について、それぞれの代表として活動するフォーカル・ポイントを指名する。日本国環境省のフォーカル・ポイントは、地球環境局長（Director General）とする。インドネシア共和国環境林業省のフォーカル・ポイントは、次官（Secretary General）とする。
2. 両側は、日常の連絡のために、連絡先を指名する。日本国環境省の連絡先は、国際脱炭素移行推進・環境インフラ参事官室の参事官（Director）とする。インドネシア共和国環境・林業省の連絡先は、国際協力局長（Director）とする。

第 6 項 知的財産権

1. 本協力覚書の署名日において、いずれかの側が所有する知的財産権は、所有者の財産と責任として存続する。
2. 両側は、本覚書に沿って分配又は作成される知的財産権の所有、分配及び法的利用について効果的な保護を提供する。当該知的財産権は、それぞれの側の貢献に基づく所有権の均衡のとれた配分、並びに活動及び知的財産権の性質を十分に考慮し、両側が必要と判断した場合には第三者を関与させて、両側が互いに決定した別の取決めにおいて、共同で所有され、及び取り決められる。

第7項 機密性

1. それぞれの側も、本覚書の下での活動の実施期間中に、他方の側から受け取った文書又は他方の側に提供した文書、情報その他データの機密性及び秘匿性を遵守する。
2. 本項は、各国において適用される法令を侵害するものではない。
3. いずれの側も、本覚書の下で他方の側から受け取った機密事項を、他方の側の書面による事前の同意を得ない限り、公開しない。

第8項 相違の解決

本覚書の下での活動の実施から生ずるいかなる問題についても、両側間の協議又は交渉を通じて友好的に解決される。

第9項 人員の活動の制限

本覚書の下での活動に携わる人員が、受入れ国の政治的独立、主権及び領土保全を尊重し、受入れ国の内政に干渉せず、また、その他、本覚書の目的に合致しない活動を避けることを保証するように、両側は努力する。

第10項 修正

本覚書は、両側の書面による同意により、見直し又は変更することができる。

第11項 開始、期間及び終了

1. 本覚書は、両側による署名の日から開始する。
2. 本覚書は、4年の期間継続し、両側の書面による同意により延長することができる。
3. 本覚書は、いずれかの側が、終了を意図する日の遅くとも6か月前までに書面により外交経路を通じて通告を行うことにより、終了させることができる。
4. 両側が別段の決定をした場合を除き、本覚書の下での協力の終了は、進行中の計画又は活動が終了するまでの間、当該計画又は活動の期間に影響を及ぼさない。
5. 第6項及び第7項の事項は、本覚書の終了後も継続する。

以上は、本覚書で記述される事項について両側間で達した認識である。

バリにて、2022年 月 日に、等しい価値を有する日本語、英語、インドネシア語に

よる正副2通に署名された。解釈に相違がある場合には、英文が優先する。

日本国環境省のために

インドネシア共和国環境・林業省のた
めに

西村 明宏
大臣

シティ・ヌルバヤ
大臣

付属文書 1

協力分野とアクションプラン
日本国環境省とインドネシア共和国環境林業省との間の
協力覚書 (MoC)

No	協力分野	アクションプラン	今後の検討のための潜在的な協力トピック
1	汚染の規制（大気、土地、水）	1. 大気汚染管理 a. 精度保証・管理、大気環境及び排出ガスのオンラインモニタリングに関する能力構築 b. 日本及びその他の諸国における大気汚染対策に関するベストプラクティス、最新の政策、知見及び経験の共有 2. 水環境管理 a. これまで実施してきたコベネフィット事業の成果である産業及びサービス施設における水管理に関するコベネフィット・ガイドラインやビデオマニュアルを用いた能力構築の継続 b. 産業排水、生活排水及び非点源からの水質汚染防止に関する知識の移転 c. 河川水質の管理	1. 大気汚染管理 a. 発電所でのバイオマス使用 b. 石油ガス探査における水銀の測定 2. 水環境管理 a. 精度保証・管理、精度試験、水質汚染源や河川水質のオンラインモニタリングに関する能力構築 b. 工業やサービス施設での水の再利用に関する能力構築.
2	海洋汚染の規制	1. 「きれいな海のための地域能力強化センター(RC3S)」と「東アジア・アセアン経済研究センター (ERIA)」が運営する「海洋プラスチックごみナレッジ・センター(RKC-MPD)」との間での、国際フォーラムや共同ワークショップなどの手段を通じた、海洋プラスチックごみ管理に関	1. インドネシアと日本との間の富栄養化に関する能力構築と情報共有 2. 海洋への油流出に関連する情報共有

No	協力分野	アクションプラン	今後の検討のための潜在的な協力トピック
		<p>する能力構築と意識啓発のための情報共有</p> <p>2. 海洋ごみのモニタリングに関し、マニュアルの構築を見据えた、知見の共有と能力構築</p> <p>3. G20 実施枠組や国連環境総会（UNEA）の枠組の下での活動を含めた、海洋汚染管理に関する国際的な活動の強化</p>	
3	気候変動	<p>1. 強化された透明性の枠組みに向けての、温室効果ガスインベントリの開発を支援するための能力構築</p> <p>2. 気候変動適応に関連する方法論やツールの開発、計画立案、モニタリング、評価手法などについて、両国のニーズや優良事例の情報交換</p>	
4	有害物質管理	<p>1. 水銀管理のための国家行動計画への支援</p> <p>2. 水俣条約第4回締約国会議（COP4）における下記サイドイベントへの協力:</p> <p style="margin-left: 40px;">a. 効果的な啓蒙活動</p> <p style="margin-left: 40px;">b. 環境中の水銀の測定と分析方法の紹介</p>	
5	固形廃棄物（環境的に持続可能な都市を含む）及び有害廃棄物管理	<p>1. 下記のガイドラインの策定:</p> <p style="margin-left: 40px;">a. 特定の廃棄物、特に電子製品廃棄物や有害廃棄物などの処理</p> <p style="margin-left: 40px;">b. 廃棄物のエネルギー利用</p> <p>2. 廃棄物管理の他の課題に関する能力構築と情報交換</p> <p>3. 廃棄物処理施設案件の形成のための案件可能性調査の形成支援</p>	

No	協力分野	アクションプラン	今後の検討のための潜在的な協力トピック
6	国立公園及び保全地域における観光振興	国立公園や他の保全地域の観光振興に関する下記のような情報共有: <ul style="list-style-type: none"> a. 国立公園や他の保全地域の魅力を高めるための振興策 b. 民間部門との連携によるサービスの向上 c. 観光客誘致のための環境改善 	国立公園や他の保全地域のエコツーリズムの開発に関する能力構築: <ul style="list-style-type: none"> a. 国立公園や他の保全地域の魅力を高めるための振興策. b. コミュニティを基本としたエコツーリズム. c. エリアマネージャー、オペレーター等によるエコツーリズム管理
7	持続可能な湖沼管理	持続可能な湖沼管理に関する能力構築とベストプラクティスの共有	グローバル・アジェンダ/国際フォーラムでの、持続可能な湖沼管理の促進
8	環境法の執行（探査・調査技術）	環境法執行に関する経験の共有: <ul style="list-style-type: none"> a. 環境の監視 b. 証拠の採取 c. 汚染の調査 d. 環境紛争の解決 e. 違反者のプロファイリング（特性分析）技術 	1. 環境法執行に関する能力構築 2. 環境法執行に関する捜査・調査と技術的アプローチの運用の改善: <ul style="list-style-type: none"> a. 材木と野生生物の DNA 捜査・調査 b. 環境汚染物質の捜査・調査 c. 山火事の捜査・調査 d. デジタルとサイバーの捜査・調査